

鳥取県小学生バレーボール連盟加盟団体登録規定

第1条 (チームの加盟)

- 1) 本連盟の加盟団体は、鳥取県バレーボール協会に登録された団体でなければならない。
- 2) 加盟しようとする団体は、JVA メンバー制度にチーム登録を済ませ、団体所在地の小連の承認を得た後に申請すること。
- 3) 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月末までとする。

第2条 (チーム代表者)

- 1) チーム代表者（JVA メンバー制度におけるチーム代表者）は、JVA に登録された選手（以下 JVA メンバーという）がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。
- 2) チーム代表者は、JVA メンバーに MRS の ID とパスワードを必ず通知しなければならない。

第3条 (登録構成員の資格)

- 1) 国・公・私立小学校および各種学校に在籍し、4月1日現在12才未満の者。
- 2) JVA に個人登録を済ませた者であること。
- 3) 登録は「小学生」の 카테고리内において、一人一団体とする。
- 4) 居住する都道府県以外で、MRS 登録をする場合は、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方（二都道府県）の理事長に届出・報告を行うこと。

第4条 (チームおよび選手登録)

- 1) JVA メンバーの新規登録選手は、登録手続きを済ませ、指定の登録費を支払った日から、その効力を発生するものとする。
- 2) 県小連主催あるいは主管の試合（地区予選も含む）に参加しようとする団体は、別に定める「競技者及び役員コンプライアンス規定」を守らなければならない。

第5条 (移籍)

- 1) 登録団体（チーム代表者）は、JVA メンバーから移籍や退団の申し出があった場合、別に定める「競技者及び役員倫理規定」に抵触しない限り、迅速に対応しなければならない。
- 2) チーム代表者は、JVA メンバーの移籍や退団を妨げるような行為をしてはならない。
- 3) 他の都道府県への移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方の理事長に届出・報告を行うこと。
- 4) 他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。
※移籍とは、年度を問わず（年度をまたいだ場合も含む）、あるチームに所属している選手が、他県・同県を問わず、MRS 登録を別のチームで行う行為である。

第6条 (競技会への参加)

- 1) 本連盟の主催または主管する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。
- 2) 他団体からの移籍選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においては、チーム構成員として承認されていても、試合に出場することはできない。
- 3) 新規登録選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においても、登録選手数が12名に満たないチームの場合、競技会へ参加することができる。

- 4) 各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。
- 5) 本連盟が主催または主管する競技会以外に、登録団体等が二都道府県以上にわたる競技会を開催する場合は、県小連の理事長に計画書と大会要項を提出する。理事長は、署名を行い、日小連へ関係書類を提出しなければならない。この報告は競技開催の2か月前までとする。
- 6) 登録団体は本連盟が主催または受理しない二都道府県以上にわたる競技会に参加することはできない。

第7条 (ベンチ役員)

- 1) 本連盟が主催または主管する競技会への参加において、ベンチ役員のうち、1名以上は日本スポーツ協会公認コーチ・コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4・スタートコーチまたは全国小学生バレーボール指導者講習会受講証明書を所持し、試合中は首から提げていなければならない。
- 2) 本連盟の主催または主管する競技会への参加において、ベンチ役員は本連盟規定および参加する大会要項を遵守しなければならない。

※ベンチ役員は、年度初めに宣誓書に署名を行うこと。また、チームのベンチ役員は JVA メンバー (MRS) に登録しなければならない。

第8条 (懲罰)

登録に虚偽の申請をした時、その他本規定に反した時、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めた時は、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第9条 (大会参加)

大会参加並びに出場については、本規定のほか大会参加要項を併用して適用する。

第10条

登録団体の関係者及び登録された構成員は、鳥取県小学生バレーボール連盟の「加盟団体登録規定」と「競技者及び役員コンプライアンス規定」を守らなければならない。

附 則

本規定は平成21年4月5日より適用する。

平成28年3月27日改正

平成30年4月1日改正

令和2年7月5日改正

令和3年3月28日改正